

## ●水道料金表

用途別	基本水量	基本料金	超過料金(1m <sup>3</sup> につき)
家事用	8m <sup>3</sup>	650 円	9m <sup>3</sup> ～15m <sup>3</sup> まで 95 円
			16m <sup>3</sup> ～25m <sup>3</sup> まで 105 円
			26m <sup>3</sup> ～100m <sup>3</sup> まで 115 円
			101m <sup>3</sup> 以上 125 円
営業用	8m <sup>3</sup>	850 円	家事用と同じ
官公署/ 学校用	8m <sup>3</sup>	920 円	家事用と同じ
臨時用	8m <sup>3</sup>	1500 円	9m <sup>3</sup> 以上 120 円
浴場用	100m <sup>3</sup>	5500 円	101m <sup>3</sup> 以上 100 円

- (1) 家事用とは、主として家庭用として水道を使用する場合をいう。
- (2) 営業用とは、営業又は営業に付随する用に水道を使用する場合をいう。
- (3) 官公署学校用とは、官公署、学校、公共団体及びこれらに準ずる用に水道を使用する場合をいう。
- (4) 臨時用とは、工事、興行、売店等短時間臨時に水道を使用する場合をいう。
- (5) 浴場営業用とは、一般の公衆浴場営業用に水道を使用する場合をいう。
- (6) 連合専用とは、1個のメーターを2戸以上で連合して使用する場合で、管理者が認めたものをいう。この場合における1戸当たりの料金は、各戸の用途に応じて上記の料金を適用し、料金算定の基礎となる使用水量は、各戸均等に使用したものとみなす。